

15のいす

行刑について

最高裁判所判事

濱田邦夫

任官まで私は、辯護士として40年近く、 刑事裁判とほとんど無縁でした。膨大な数の 刑事上告事件等の処理を通じ、行刑や更生保 護について関心を持つようになりました。18 世紀末の英国、20世紀初頭の米国で監獄改良 に取り組んだ社会運動家の各著作等

の書籍を読んだり、崔監督の「刑務所の中」等の映画を観たりして、関心はさらに深まりました。

民事裁判の場合には、確定判決の内容を強制的に実現するための、裁判所が関与した執行手続があります。ところが刑事裁判の場合には、宣告刑の執行は行刑として法務省が管轄する行政の分野とされ、裁判所は関与しません。したがって、刑事判決が社会防衛の見地から、また受刑者の矯正・更生の見地からどう機能しているかは、裁判所として直接にはほとんど把握できず、再犯事件の処理等を通じて間接的に推測するしかありません。

裁判所が直接関与する問題としては,まず, 刑務所等矯正施設(ないし勾留施設)内での 受刑者・被勾留者等の処遇上の人権問題があ ります。また,矯正施設から仮釈放ないし満 期釈放された元受刑者が,短期間で(極端な例では釈放された当日に)再犯者となることによる刑事新受事件数の増加は,裁判所に直接影響します。裁判官として,さらに,刑事裁判の本質,量刑の意義と機能,人間の更生の可能性(人間の持つ悪とその克服)と

いった理論的かつ哲学的な命題に対

応する必要があります。そのため

にも,裁判所は,行刑や更生保護の実態を知り,その改善を考える責務があると思います。受刑者の処遇について,刑罰の教育刑としての側面からは,本人の内発的な更生の自助努力を支える必要があります。また本人の出所後の社会復帰を助ける更生保護措置の更なる充実を図らなければなりません。最近観た米国の

終身刑(元)受刑者たちの刑務所内外での活動を記録した,日本で製作された映画「ライファーズ(LIFERS)-終身刑を超えて」(ホームペ・ジwww.cain-j.org/Lifers)は,その意味で大変示唆的でした。さらに,刑罰の社会防衛の見地からは,刑法犯の対象自体の絶えざる見直しと,犯罪の種類及び犯罪者の類型に応じたきめ細かい処遇の工夫が一層必要であると感じています。